

令和5年第4回

美幌町農業委員会総会議事録

令和5年7月21日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和5年7月21日(金) 午後1時30分から午後1時50分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(19人)

	1番	中川誓子君		2番	坂本和裕君
農地部会長	3番	梅津幸一君		5番	佐藤章平君
	6番	木村勝彦君		7番	中村寿恵子君
	8番	鳥井隆君		9番	小泉豊和君
農地副部会長	10番	武田透君		11番	田村秀司君
	12番	川原英和君		13番	安藤良司君
	14番	鎌仲照幸君		15番	高崎利彦君
振興副部会長	16番	山岸洋文君		17番	酒井祐二君
振興部会長	18番	小林寿美君	職務代理	19番	日並洋君
会長	20番	千葉正美君			

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	橋本勝君	主査	矢野豊君
主事補	加賀屋敦君	臨時筆生	寺田裕子君

議 事 日 程

令和5年第4回 美幌町農業委員会総会
令和5年7月21日 午後1時30分開会

日 程 第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日 程 第 2		諸般の報告について
日 程 第 3		会期の決定について
日 程 第 4		会務報告について
日 程 第 5	報告第 8 号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
日 程 第 6	報告第 9 号	地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について
日 程 第 7	議案第 1 1 号	農地法第3条の規定による許可申請について
日 程 第 8	議案第 1 2 号	農地法第4条の規定による許可申請について
日 程 第 9	協議第 3 号	美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について
日 程 第 1 0	協議第 4 号	農業経営基盤強化促進法に基づく美幌町農業経営基盤強化促進法基本構想策定（変更）について

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は19名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和5年第4回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号7番 中村委員、同じく議席番号8番 鳥井委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野主査、加賀屋主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告2件、議案2件、協議2件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号4番 佃委員、本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。何かご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第8号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。
事 務 局	今月の農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人からの定期報告につきましては議案3ページと4ページの5法人でございます。 【議案に基づき説明】 以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。よろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、報告第8号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人

の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。

議 長

日程第6、報告第9号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について」を議題と致します。

事 務 局

地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告についてご説明致します。議案5ページと6ページをご覧願います。次のとおり、釧路地方法務局北見支局より照会があり「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて」に基づき、別紙のとおり調査結果報告書を提出しましたので報告致します。一件目の申請人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、登記地目は畑で面積は〇〇㎡、変更後の地目は宅地でございます。現地確認については6月28日に酒井委員、川原委員、安藤委員で確認を行っております。二件目の申請人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、登記地目は畑で面積は〇〇㎡、変更後の地目は宅地でございます。現地確認については7月8日に酒井委員、川原委員、安藤委員で確認を行っております。議案6ページをご覧願います。三件目の申請人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、登記地目は畑及び牧場で面積は合計〇〇㎡、変更後の地目は宅地でございます。現地確認についてはこちらも7月8日に酒井委員、川原委員、安藤委員で確認を行っております。議案7ページから9ページにありますとおり、都市計画法に基づく市街化用途区域であることから転用許可を得る必要がない案件であること、原状回復命令を行わないことを調査結果として6月29日及び7月10日に法務局へ回答しております。以上、ご説明いたしましたのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、報告第9号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について」は承認することに決定を致します。

議 長

日程第7、議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。
内容番号4号。

事 務 局

内容番号4号についてご説明致します。参考資料は2ページをご覧願います。本件は売買案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。申請理由は売買、権利の種別は所有権でございます。参考資料3ページの調査表にあるとおり取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

3 番

内容番号4号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この案件は隣接で耕作している〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは複数戸法人で畑作三品、玉ねぎ、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを7月11日、日並委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号4号は適当と認めます。

議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議長

日程第8、議案第12号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。

内容番号3号。内容番号3号につきましては〇〇委員が法人の役員となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により日並委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。

(〇〇委員 退席)

事務局

内容番号3号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧頂きます。本件は育苗用ハウスとして使用していたものを農業用機械等の格納庫として使用するため、農地法第4条による農地転用を行うものでございます。申請者は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、農地区分は農用地区域内農地でございます。転用目的は育苗用ハウスから農業用機械等の格納庫への変更、計画の概要はビニールハウスの面積が〇〇㎡となっております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

3番

内容番号3号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は作付け転換により、これまで育苗用ハウスとして利用していたものを農業用機械等の格納庫として利用することとなったため、転用申請するものです。申請地は既存のビニールハウスを利用したものであることを7月3日、高崎委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」 の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号3号は適当と認めます。

(〇〇委員 入席)

議長

内容番号4号。

事務局

内容番号4号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧頂きます。本件は育苗用ハウスとして使用していたものを農業用機械等の格納庫として使用するため、農地法第4条による農地転用を行うものでございます。申請者は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、農地区分は農用地区域内農地でございます。転用目的は育苗用ハウスから農業用機械等の格納庫への変更、計画の概要はビニールハウスの面積が〇〇㎡となっております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

11番

内容番号4号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は作付け転換により、これまで育苗用ハウスとして利用していたものを農業用機械等の格納庫として利用することとなったため、転用申請するものです。申請地は既存のビニールハウスを利用したものであることを6月29日、木村委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」 の声)

議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号4は適当と認めます。 内容番号5号。</p>
事 務 局	<p>内容番号5号についてご説明致します。参考資料は7ページをご覧願います。本件は麦稈保管用のビニールハウスの建設のため、農地法第4条による農地転用を行うものがございます。申請者は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、農地区分は農用地区域内農地でございます。転用目的は麦稈保管用のビニールハウスの建設、計画の概要はビニールハウスの面積が〇〇㎡、資材置場等〇〇㎡となっております。なお、本許可申請についてですが申請漏れにより、建設及び資材置場への転用は既に完了してしまっております。違反転用行為ではありますが、北海道農業会議や北海道オホーツク総合振興局によりますと申請を行えば許可できる案件については追って認めると書いて「追認」許可をすることとしておりますがもちろん申請者には厳重注意をしております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
1 1 番	<p>内容番号5号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は牛舎の敷料となる麦稈の保管施設、及び、同じく敷料となる木材の保管置場が必要となったもので申請地については経営地の近郊では土地がなかったため、離れているが所有する土地の中では山際ではほかの農地への影響が少ない場所を選定しており、現地の状況からみて、やむを得ないものであると7月11日、木村委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願います。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号5号は適当と認めます。 議案第12号「農地法第4条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第9、協議第3号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。</p>
事 務 局	<p>協議第3号について、ご説明致します。本件は7月10日付で美幌町長から町が定める美幌町農業振興地域整備計画において、同計画の変更を行うため意見を求められたもので用途区分変更が3件でございます。用途区分変更の内容番号3号についてご説明致します。本件は先の議案第12号 農地法第4条許可申請の内容番号5号でご審議いただいた案件でございます。参考資料は7ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は麦稈保管用のビニールハウスの建設のためでございます。続いて用途区分変更の内容番号4号についてご説明致します。本件も先の議案第12号 農地法第4条許可申請の内容番号4号でご審議いただいた案件でございます。参考資料は6ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は育苗用ハウスから農業用機械等の格納庫へ変更するためでございます。続いて用途区分変更の内容番号5号についてご説明致します。本件は先の議案第12号 農地法第4条許可申請の内容番号3号でご審議いただいた案件でございます。参考資料は5ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は育苗用ハウスから農業用機械等の格納庫へ変更するためでございます。今後の予定ですが本総会後に当委員会から町に意見書を提出し、町は北海道に進達後、回答を得て決定告示される予定でございます。事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)</p>

議 長	ご異議なしと認め、協議第3号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定を致します。
議 長	日程第10、協議第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく美幌町農業経営基盤強化促進基本構想策定（変更）について」を議題と致します。
事 務 局	<p>協議第4号農業経営基盤強化促進法に基づく美幌町農業経営基盤強化促進基本構想策定変更についてご説明致します。議案参考資料8ページをご覧ください。基本構想とは町が定めており、農業に関する基本的事項を掲載しているもので皆さんに特に関係するところではいわゆる認定農業者の営農類型を定めているのがこの基本構想でございます。</p> <p>今回の変更につきましては認定農業者に関することではなく、基本構想には人・農地プランや農業者の確保、育成についての事項も掲載しており、令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、基本構想も変更しなければならないため、変更にあたり町から協議の申し出があったところです。主な変更点は別冊で配布しておりますが人・農地プランから地域計画への変更に伴い、別冊の28ページの内容の変更と農業者の確保、育成に関する事項として別冊の25ページと26ページの内容を新規に追加したものです。今回はこの変更について農業委員会、農協等の関係機関に意見を聞いて、問題がなければこの基本構想を本年の9月末日までに運用したいということが今回の町からの申し入れでございます。その内容につきましてご審議いただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	ご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、協議第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく美幌町農業経営基盤強化促進基本構想策定（変更）について」は適当と認めることに決定を致します。
議 長	<p>以上で全議案の審議を終了致しました。</p> <p>これをもちまして第4回美幌町農業委員会総会を閉会致します。</p>
議 長	ご苦労様でした。

閉会 午後1時50分